

令和2年南砺市議会定例会
令和3年3月会議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和3年3月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第31号 | 南砺市の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について…………… | 3 |
| 議案第32号 | 南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について…………… | 4 |
| 議案第33号 | 南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の 一部改正について…………… | 7 |
| 議案第34号 | 南砺市体育施設条例の一部改正について…………… | 8 |
| 議案第35号 | 南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部改正について…………… | 9 |
| 議案第36号 | 南砺市国民健康保険条例の一部改正について…………… | 11 |
| 議案第37号 | 南砺市国民健康保険税条例の一部改正について…………… | 12 |
| 議案第38号 | 南砺市火入れに関する条例の一部改正について…………… | 16 |
| 議案第39号 | 南砺市井口カイニョと椿の森公園条例の一部改正について…………… | 17 |
| 議案第40号 | 南砺市都市公園条例の一部改正について…………… ・南砺市農村公園条例の一部改正について（附則第6項） | 18 |
| 議案第41号 | 南砺市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について…………… | 25 |
| 議案第42号 | 南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について…………… | 26 |

南砺市の職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|------------------------------|
| <p>(宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名</u>しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出</u>しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>書面規制、押印、対面規制の見直しに伴う改正</p> |

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症)の患者又は感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員</p> <p>(2) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理に従事した職員</p> <p>附 則</p> <p>(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に感染するおそれのある区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で規則で定めるものに</p> | <p>(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、<u>感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)</u>の患者若しくは<u>感染症にかかっている疑いのある患者の救護作業、感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は家畜伝染病(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)</u>にかかっている家畜若しくは家畜伝染病にかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員に支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に感染するおそれのある区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の</p> | <p>感染症のほか、家畜伝染病も支給対象として明確化することに伴う条の全部改正</p> <p>人事院規則の改正に準じた新型コロナウイルス感染症の定義の改正</p> |

従事したときは、防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第5条及び別表の規定は適用しない。

別表(第13条関係)

| 特殊勤務手当の種類 | 手当の額 |
|---------------------|----------------|
| (略) | (略) |
| 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当 | 1日 <u>290円</u> |
| (略) | (略) |

生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第5条及び別表の規定は適用しない。

別表(第13条関係)

| 特殊勤務手当の種類 | 手当の額 |
|---------------------|------------------------------|
| (略) | (略) |
| 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当 | 1日 <u>1,100円の範囲内で規則で定める額</u> |
| (略) | (略) |

県にならった額
の上限の設定
(鳥インフルエンザ防疫作業を
想定)

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある患者の救護作業、感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は家畜伝染病(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)にかかっている家畜若しくは家畜伝染病にかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員に支給する。</p> | <p>(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある患者の救護作業、感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は家畜伝染病(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)にかかっている家畜若しくは家畜伝染病にかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業<u>その他これに準ずる防疫作業</u>で規則で定めるものに従事した職員に支給する。</p> | <p>支給対象業務の拡大に伴う規定の追加 (豚熱に感染又はその疑いのある野生イノシシを想定)</p> |

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|----------------------------|
| <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、法第13条第4項に規定する富山県知事の承認又は同条第7項に規定する主務大臣の承認を得た地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置した者(法第24条に規定する承認地域経済牽引事業を行う者に限る。)に対して、当該対象施設の用に供する家屋(以下「適用家屋」という。)若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該適用家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)については、新たに固定資産税を課税することとなった年度以降3箇年度分に限り、これを課さないものとする。</p> | <p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、同意促進区域内において、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、法第13条第4項に規定する富山県知事の承認又は同条第7項に規定する主務大臣の承認を得た地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置した者(法第25条に規定する承認地域経済牽引事業を行う者に限る。)に対して、当該対象施設の用に供する家屋(以下「適用家屋」という。)若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該適用家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)については、新たに固定資産税を課税することとなった年度以降3箇年度分に限り、これを課さないものとする。</p> | <p>省令の題名の改正に伴う改正条ずれの改正</p> |

南砺市体育施設条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|--|----------------------------------|
| <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設については、教育委員会が管理を行う。この場合において、この条例中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> | <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設については、教育委員会が管理を行う。この場合において、この条例中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>南砺市福光里山体育館</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>南砺市福光里山テニスコート</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> | <p>教育委員会が管理する施設の追加</p> <p>同上</p> |

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「重度心身障害者等」とは、市に住所を有し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。<u>ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者及びその者の属する世帯について規則の定めるところにより算定した合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。)</u>が1,000万円以上の者を除く。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「重度心身障害者等」とは、市に住所を有し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。<u>ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者及び規則の定めるところにより算定した合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。ただし、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合にあつては、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))とする。)</u>の世帯合計額が1,000万円以上の世帯に属する者を除く。</p> | <p>所得制限規定の改正</p> |

| | | |
|-------------|-------------|--|
| (1)~(5) (略) | (1)~(5) (略) | |
| 3~6 (略) | 3~6 (略) | |

南砺市国民健康保険条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|--|----------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> | <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> | <p>法改正に準じた新型コロナウイルス感染症の定義の改正</p> |

南砺市国民健康保険税条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|--------------------|
| <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> | <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号におい</u></p> | <p>軽減判定所得基準の改正</p> |

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

て同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

軽減判定所得基準の改正

| | | |
|--|--|---------------------------------------|
| <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> | <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> | <p>軽減判定所得基準の改正</p> |
| <p>ア～カ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係</p> | <p>ア～カ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所</p> | <p>法律番号の削除</p> <p>字句の追加 読点の削除</p> |

| | | |
|---|--|----------------|
| <p>る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。</p> | <p>得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> | <p>課税特例の改正</p> |
|---|--|----------------|

南砺市火入れに関する条例新旧対照表

| 現行 | | 改正案 | | 備考 |
|--|---------------------------------------|--|---|---|
| 様式第1号(第2条関係) | | 様式第1号(第2条関係) | | 押印の廃止 男女欄の削除 |
| <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)南砺市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、南砺市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> | | <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)南砺市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p>次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、南砺市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> | | |
| 火 入 地 | 所在地 | 所在地 | | |
| | 所有者 (管理者) | 所有者 (管理者) | | |
| | 地種区分 | 保安林()、普通林、原野、その他() | | |
| | 所有区分 | 国有地()、公有地()、私有地() | | |
| | 面積 | 総面積 ヘクタール | | |
| 火入れ期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) | 火入れ期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(日間) | |
| 火入れ目的 | 1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良 | 火入れ目的 | 1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良 | |
| 火入れ方法 | | 火入れ方法 | | |
| 防 火 体 制 | 火入従事者 | 男 人、女 人、計 人 | 計 人 | |
| | 防火帯 | 延長 メートル、幅員 メートル | 延長 メートル、幅員 メートル | |
| | 器具 | | | |
| 火入責任者 | | 火入責任者 | | |
| 備考 | (添付書類 通) | 備考 | (添付書類 通) | |
| (注) (略) | | (注) (略) | | |

南砺市井口カイニョと椿の森公園条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>(開館時間)</p> <p>第7条 公園の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。<u>ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>2 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、<u>前項に規定する開館時間を臨時に変更しなければならない。</u></p> | <p>(開館時間)</p> <p>第7条 公園の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。<u>ただし、指定管理者は、施設の予約状況に応じ、これを午後9時まで延長することができる。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。</u></p> <p>3 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、<u>第1項の開館時間を臨時に変更しなければならない。</u></p> | <p>閉館時間の改正及び施設利用時間の規定の追加</p> <p>上記の改正に伴う項の追加</p> <p>字句の改正及び項の繰下げ</p> |

南砺市都市公園条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|---------------------------|
| <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第9条の2 別表第1に規定する都市公園のうち、城南中央公園、閑乗寺公園、井波文化緑地、井波芸術の森及びやかた一号公園の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。この場合において、第6条、第8条、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項」とあるのは「第6条第1項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第14条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、公益上その他特別の理由があるとき、使用料」を「指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金」と、第16条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条中「市長」とあるのは</p> | <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第9条の2 別表第1に規定する都市公園のうち、城南中央公園、閑乗寺公園、井波文化緑地、井波芸術の森、<u>やかた一号公園及び園芸植物園</u>の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。この場合において、第6条、第8条、<u>前条</u>及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項」とあるのは「第6条第1項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第14条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、公益上その他特別の理由があるとき、使用料」を「指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金」と、第16条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条中「市長」とあ</p> | <p>施設の追加</p> <p>字句の修正</p> |

「指定管理者」と、第28条第1項第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用料)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第9条の2第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、別表第3に掲げ

るのは「指定管理者」と、第28条第1項第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(園芸植物園の開園、入園時間等)

第9条の5 園芸植物園の開園及び入園時間並びに休園日は、次の表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

| 開園時間 | 入園時間 | 休園日 |
|--------------|-----------------|--|
| 午前9時から午後5時まで | 午前9時から午後4時30分まで | (1)火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日) (2)12月29日から翌年の1月3日までの日 |

2 指定管理者は、市長が必要と認めるときは、前項に定める時間を臨時に変更しなければならない。

(使用料)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第9条の2の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、別表第3に掲げる金額

施設の追加による規定の追加

字句の削除

る金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 (略)

別表第1(第2条関係)

| 名称 | 位置 |
|---------|--------------|
| (略) | (略) |
| 大門川河川公園 | 南砺市井波2279番地1 |
| 旅川公園 | 南砺市柴田屋153番地 |
| (略) | (略) |
| 安居緑地広場 | 南砺市安居5825番地 |
| 吉江緑地 | 南砺市荒木580番地 |
| (略) | (略) |

別表第2(第10条関係)

の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 (略)

別表第1(第2条関係)

| 名称 | 位置 |
|-----------------|--------------------|
| (略) | (略) |
| 大門川河川公園 | 南砺市井波2279番地1 |
| <u>井波南部農村公園</u> | <u>南砺市川原崎15番地</u> |
| <u>井波北部農村公園</u> | <u>南砺市岩屋159番地2</u> |
| <u>高瀬遺跡公園</u> | <u>南砺市高瀬736番地</u> |
| 旅川公園 | 南砺市柴田屋153番地 |
| (略) | (略) |
| 安居緑地広場 | 南砺市安居5825番地 |
| <u>福野高瀬農村公園</u> | <u>南砺市森清3149番地</u> |
| <u>野尻農村公園</u> | <u>南砺市野尻686番地1</u> |
| <u>布袋農村公園</u> | <u>南砺市布袋50番地3</u> |
| <u>安居農村公園</u> | <u>南砺市安居300番地2</u> |
| <u>年代農村公園</u> | <u>南砺市年代65番地3</u> |
| <u>福野南部農村公園</u> | <u>南砺市広安333番地1</u> |
| <u>園芸植物園</u> | <u>南砺市柴田屋128番地</u> |
| 吉江緑地 | 南砺市荒木580番地 |
| (略) | (略) |

別表第2(第10条関係)

施設の追加

| | |
|-------|----------|
| 都市公園名 | 有料公園施設名 |
| 閑乗寺公園 | 管理・多目的施設 |
| | キャンプ場 |

別表第3 公園の使用料(第13条関係)

1 公園施設使用料

| 都市公園名 | 有料公園施設 | 区分 | 単位 | 金額 | |
|-------|---------------|-----------------------|----------------|------------------|------|
| 閑乗寺公園 | 管理・多目的施設 | 研修室 休憩所 バーベキュー棟 | 1室・所に つき半日 | 650円(暖房料は別に550円) | |
| | | | 第1、第2 キャンプ場 | 入場料(1人) | 550円 |
| | | | 1区画(日 帰り) | 760円 | |
| | 1区画(1泊) | 1,530円 | | | |
| | AC電源(1 利用) | 550円 | | | |

2 公園施設を設ける場合(法第5条第1項関係)

| | |
|-------|----------|
| 都市公園名 | 有料公園施設名 |
| 閑乗寺公園 | 管理・多目的施設 |
| | キャンプ場 |
| 園芸植物園 | 研修室 |

別表第3 公園の使用料(第13条関係)

1 公園施設使用料

| 都市公園名 | 有料公園施設 | 区分 | 単位 | 金額 |
|-------|----------|-------------|--------------------------|-----------------------|
| 閑乗寺公園 | 管理・多目的施設 | 研修室 休憩施設 | 1室・施設 につき半 日 | 1,100円(暖房料は別に550円) |
| | | | キャンプ場 | 第1、第2 キャンプ場 |
| | | | 1区画(日 帰り) | 1,650円 |
| | | | 1区画(1泊) AC電源(1 利用) | 3,300円 880円 |
| 園芸植物園 | 研修室 | 2階研修室 | 2時間 | 990円(冷暖房料は別に利用料金の30%) |

2 公園施設を設置し、又は管理する場合(法第5条第1項関係)

施設の追加

字句及び金額の
改正並びに区分
の削除

金額の改正

同上

施設の追加

表の改正

| 区分 | 単位 | 金額 |
|----------------|-------------------|-----|
| 売店その他の便益 施設 | 1平方メートルにつ き1箇月 | 50円 |

3 公園施設を貸付ける場合

| 区分 | 単位 | 金額 |
|------|-------------------|-----|
| 公園施設 | 1平方メートルにつ き1箇月 | 60円 |

4 (略)

5 (略)

備考 使用料の額の算出については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定めている許可に係る期間が1年未満である場合は月割とし、1箇月未満の端数が生じた場合は1箇月とする。
- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合当該単位まで切り上げる。

| 区分 | 金額 |
|-------------------|---|
| 公園施設を設置し、又は管理する場合 | 南砺市財産条例(平成28年南砺市条例第49号)第6条の規定により算定して得た額 |

3 (略)

4 (略)

備考

1 使用料の額の算出については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定めている許可に係る期間が1年未満である場合は月割とし、1箇月未満の端数が生じた場合は1箇月とする。
- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合は、当該単位まで切り上げる。

2 園芸植物園の利用料金については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目

表の削除

施設の追加に伴う備考の改正

的を持って利用する場合は、利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

ア 市内に事業所を有する業者の場合は、100分の50

イ 市内に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

(2) 許可を受けた単位時間を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。

(3) 前2号で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。

南砺市農村公園条例新旧対照表（附則第6項関係）

| 現行 | 改正案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|----|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------|-------------|-----------|------------|-------------|-------------|-----------|------------|-----|-----|---|----|----|-----------|-------------|-----------|------------|-----|-----|------------------------|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="277 475 943 1054"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南砺市井波南部農村公園</td> <td>南砺市川原崎15番地</td> </tr> <tr> <td>南砺市井波北部農村公園</td> <td>南砺市岩屋159番地2</td> </tr> <tr> <td>南砺市福野高瀬農村公園</td> <td>南砺市森清3149番地</td> </tr> <tr> <td>南砺市野尻農村公園</td> <td>南砺市野尻686番地1</td> </tr> <tr> <td>南砺市野尻緑地公園</td> <td>南砺市野尻633番地1</td> </tr> <tr> <td>南砺市布袋農村公園</td> <td>南砺市布袋50番地3</td> </tr> <tr> <td>南砺市安居農村公園</td> <td>南砺市安居300番地2</td> </tr> <tr> <td>南砺市年代農村公園</td> <td>南砺市年代65番地3</td> </tr> <tr> <td>南砺市福野南部農村公園</td> <td>南砺市広安333番地1</td> </tr> <tr> <td>南砺市石黒農村公園</td> <td>南砺市川西385番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 南砺市井波南部農村公園 | 南砺市川原崎15番地 | 南砺市井波北部農村公園 | 南砺市岩屋159番地2 | 南砺市福野高瀬農村公園 | 南砺市森清3149番地 | 南砺市野尻農村公園 | 南砺市野尻686番地1 | 南砺市野尻緑地公園 | 南砺市野尻633番地1 | 南砺市布袋農村公園 | 南砺市布袋50番地3 | 南砺市安居農村公園 | 南砺市安居300番地2 | 南砺市年代農村公園 | 南砺市年代65番地3 | 南砺市福野南部農村公園 | 南砺市広安333番地1 | 南砺市石黒農村公園 | 南砺市川西385番地 | (略) | (略) | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="992 475 1653 667"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南砺市野尻緑地公園</td> <td>南砺市野尻633番地1</td> </tr> <tr> <td>南砺市石黒農村公園</td> <td>南砺市川西385番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 南砺市野尻緑地公園 | 南砺市野尻633番地1 | 南砺市石黒農村公園 | 南砺市川西385番地 | (略) | (略) | <p>都市公園への移管に伴う項の削除</p> |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市井波南部農村公園 | 南砺市川原崎15番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市井波北部農村公園 | 南砺市岩屋159番地2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市福野高瀬農村公園 | 南砺市森清3149番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市野尻農村公園 | 南砺市野尻686番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市野尻緑地公園 | 南砺市野尻633番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市布袋農村公園 | 南砺市布袋50番地3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市安居農村公園 | 南砺市安居300番地2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市年代農村公園 | 南砺市年代65番地3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市福野南部農村公園 | 南砺市広安333番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市石黒農村公園 | 南砺市川西385番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市野尻緑地公園 | 南砺市野尻633番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南砺市石黒農村公園 | 南砺市川西385番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

南砺市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|---|--------------------|
| <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人<u>2人</u>の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> | <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> | <p>連帯保証人の人数の改正</p> |

南砺市病院事業使用料及び手数料条例新旧対照表

| 現行 | | | | 改正案 | | | | 備考 | | |
|-------------|----------|-----|------|-----------------|-----------|----------|------|-------------------|----------------|-----------------|
| 別表第1(第2条関係) | | | | 別表第1(第2条関係) | | | | 診療報酬の改定に伴う基本料金の改正 | | |
| 区分 | | 単位 | 基本料金 | 区分 | | 単位 | 基本料金 | | | |
| (略) | | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | | | |
| 人間ドック | 日帰り人間ドック | 男性 | 1回 | <u>38,150円</u> | 人間ドック | 日帰り人間ドック | 男性 | | 1回 | <u>38,120円</u> |
| | | 女性 | 1回 | <u>43,680円</u> | | | 女性 | | 1回 | <u>43,670円</u> |
| | 日帰り脳ドック | | 1回 | <u>34,130円</u> | | 日帰り脳ドック | | | 1回 | <u>34,060円</u> |
| 1泊人間ドック | | 男性 | 1回 | <u>66,030円</u> | 1泊人間ドック | | 男性 | | 1回 | <u>66,080円</u> |
| | | 女性 | 1回 | <u>72,860円</u> | | | 女性 | | 1回 | <u>72,900円</u> |
| 1泊人間・脳ドック | | 男性 | 1回 | <u>104,570円</u> | 1泊人間・脳ドック | | 男性 | | 1回 | <u>104,190円</u> |
| | | 女性 | 1回 | <u>111,400円</u> | | | 女性 | | 1回 | <u>111,010円</u> |
| | ミニドック | | 1回 | <u>22,120円</u> | | ミニドック | | 1回 | <u>22,140円</u> | |
| (略) | | (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | | | |